

# 改正点のお知らせ



問い合わせ／税務課特別徴収担当・普通徴収担当（内線2254～2257）

市ホームページ

## ●基礎控除

基礎控除が一律ではなくなり、合計所得金額が2,400万円以下の場合には控除額が10万円引き上げられます。合計所得金額が2,400万円を超える場合、3段階で基礎控除額が減少し、2,500万円を超える場合は基礎控除の適用がなくなります。

改正前		改正後	
合計所得金額	基礎控除額	合計所得金額	基礎控除額
一律	33万円	2,400万円以下	43万円
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円
		2,500万円超	適用なし

## ●非課税基準・扶養控除等の適用に係る合計所得金額要件

給与所得控除等から基礎控除への振替に伴い、同じ収入であっても、合計所得金額や総所得金額等が10万円引上げられることから、配偶者・扶養控除等及び非課税措置についても所得要件が10万円引き上げられます。

扶養親族等の区分	合計所得金額の要件	
	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生控除	65万円以下	75万円以下
障がい者、未成年者、寡婦及びひとり親の非課税措置	125万円以下	135万円以下

### ■ひとり親控除の創設及び寡婦控除の改正

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）について「ひとり親控除」（控除額30万円）が適用されます。

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除（26万円）を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限（合計所得金額500万円以下）が設けられます。

## ●その他

### 【新型コロナウイルス感染症関連】

- ・チケット払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除
- ・住宅ローン控除の適用要件の弾力化

## 上尾税務署からのお知らせ

問い合わせ／上尾税務署（☎048-770-1800・自動音声「2」）

### 【確定申告はスマホやパソコンから！】

混雑する税務署に出向かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を、スマートフォンやパソコンからe-Taxで送信できます。

#### ①マイナンバーカード方式

マイナンバーカードをスマートフォン又はICカードリーダーで読み込み、暗証番号を入力して送信

#### ②ID・パスワード方式

税務署が発行するIDとパスワードを入力して送信

※ID・パスワードは、全国どこの税務署でも5分程度で発行できます（運転免許証などの本人確認書類をお持ちください）

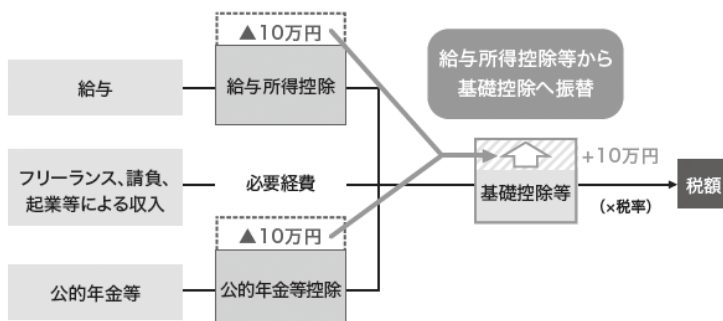


改正点の詳細については市ホームページをご覧ください。また、所得税についても同様の見直しが行われ、令和2年分から適用されます。なお、申告会場の日程は、広報かがやき1月号に掲載予定です。

## ● 給与所得控除と公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除額と公的年金等控除額を10万円引き下げ、基礎控除額を10万円引き上げます。

※給与所得と公的年金等所得が両方ある方は、控除額減額によって負担が増えないように、課税を調整するための新たな控除（所得金額調整控除）が設けられます



## ● 給与所得控除

- ①給与等の収入金額が850万円未満である場合は、控除額が一律10万円引き下げられます
- ②控除額の上限が適用される給与等の収入額を1,000万円から850万円にし、上限額を220万円から195万円に引き下げられます

## ● 公的年金等控除

- ①控除額が一律10万円引き下げられます
- ②公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額は195.5万円を上限とされます
- ③公的年金等に係る雑所得以外の合計所得が、1,000万円を超え2,000万円以下である場合には10万円を、2,000万円を超える場合には20万円を、それぞれ上記①②の改正後の公的年金等控除額から引き下げるようになります

## ● 所得金額調整控除の創設

以下の①又は②に該当する場合は所得金額調整控除が適用されます。

- ①給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合  
 ◆本人が特別障害者 ◆扶養親族が23歳未満 ◆同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者  

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入額 (1,000万円を超える場合は1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$
- ②給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある所得割の納税義務者で、その合計額が10万円を超える場合  

$$\text{所得金額調整控除額} = \text{給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を超える場合は10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を超える場合は10万円)} - 10\text{万円}$$

### 償却資産の申告は2月1日(月)まで

申告対象となる方や令和2年中に法人市民税の「法人設立（設置）届」を提出された方などには、12月上旬に申告書類を郵送しています。

その他／課税標準額が150万円に満たない方には、申告書の発送をしていません。詳細は市ホームページをご覧ください

問い合わせ／税務課家屋担当（内線2263～2265）

### 申告用の納付額確認書を交付

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を口座振替で納付した方に、保険税（料）の納付額確認書を1月下旬までに郵送します。

納付書で納付した場合などで納付額確認書が必要な方は、国保年金課・介護保険課又は両支所福祉グループに申請してください。

問い合わせ／国民健康保険税・後期高齢者医療保険料＝国保年金課（内線2653・2663）

介護保険料＝介護保険課（内線2673・2675）